

秀峰苑指定短期入所生活介護事業（地域密着型介護老人福祉施設空床利用型・多床室） 利用料金表（令和8年5月1日～） NO.1

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍）

区分		サービス内容	算定単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
介護保険給付サービス	通常料金	併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）	日	603	672	745	815	884	利用者の要介護認定区分に応じて利用料金が異なります。 <u>※地域密着型介護老人福祉施設（多床室）の空床利用型となります。</u>
		看護体制加算（Ⅰ）	日	4					空床利用型短期入所生活介護について、本体施設が看護体制加算（Ⅰ）の基準を満たしている場合に算定
		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月	10					①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること、②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること、③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	月	13.6%(令和8年5月31日まで)					介護職員等処遇改善加算の算定に必要な賃金改善、キャリアパス、職場環境等の各要件を満たす場合。
		介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	月	17.2%(令和8年6月1日から)					上記に加え、生産性向上推進体制加算の取得等、国が定める上乗せ区分の要件を満たす場合に算定。
介護保険給付サービス	加算減算料金	認知症行動・心理症状緊急対応加算	日	200（入所日～7日または14日上限）					認知症日常生活自立度がⅢ以上であり、認知症行動、心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方を受け入れする場合
		若年性認知症利用者受入加算	日	120					若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
		短期入所生活介護送迎加算	片道	184					利用者の心身の状態等を鑑み、送迎が必要であると認められ、利用者のお宅と施設との間を、職員付添のもと、車輛送迎した場合
		緊急短期入所受入加算	日	90（入所日～7日上限 状況により14日間）					利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認めた場合
		療養食加算	回	8					医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士・栄養士による管理のもと、年齢・心身状況を考慮して、適切な栄養量・内容の療養食を提供した場合
		長期利用者提供減算	日	-30					自費利用を挟み連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用して いる場合

秀峰苑指定短期入所生活介護事業（地域密着型介護老人福祉施設空床利用型・多床室） 利用料金表（令和8年5月1日～） NO.2

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍）

区分		サービス内容	算定単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考
介護保険給付サービス	加算減算料金	身体拘束廃止未実施減算	－			1%			①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
		高齢者虐待防止措置未実施減算	－			1%			虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
		業務継続計画未策定減算	－			1%			以下の基準に適合していない場合。・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定すること。・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
介護保険給付外サービス	食費 （食材料費、調理コスト）	食	朝食	395	負担限度額認定による上限額 （1日合計）	第1段階	300	負担限度額認定申請を行い、負担限度額が認定された場合 ※対象者は世帯全員及び配偶者が住民税非課税である事が共通の要件	
			昼食	525		第2段階	600	第1段階 生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者 かつ 本人預貯金等が1000万円以下（夫婦は合計2000万円以下）の方	
			夕食	525		第3段階①	1,000	第2段階 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円以下 かつ 本人預貯金等が650万円以下（夫婦は合計1650万円以下）の方	
			1日合計	1,445		第3段階②	1,300	第3段階① 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円超120万円以下 かつ 本人預貯金等550万円以下（夫婦は合計1550万円以下）の方	
	滞在費 （多床室・光熱水費等）	日	負担限度額認定による段階			多床室		第3段階② 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計120万円を超える かつ 本人預貯金等500万円以下（夫婦は合計1500万円以下）の方	
			第1段階			0			
			第2段階			430			
			第3段階①②			430			
			基準費用額（減額なし）			915			
その他	理髪・美容費	回	2500円（顔そりのみ1500円）				利用者の希望により、月に1度、外部の理容美容業者による、散髪等を行なった場合		
	日用品費等の購入費用	－	実 費				ティッシュペーパー・ハブラシ・歯磨き粉等の日用品やおやつ等の購入費用		
料金	高額介護サービス費	利用者が、1カ月に支払った、介護保険給付費の利用者負担額の合計額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた分について、払い戻されます							
軽減	利用者負担額軽減事業	社会福祉法人が、社会的役割の一環として、その軽減事業の実施により、利用者の収入に応じて、利用者負担額の軽減を行ないます							

秀峰苑指定介護予防短期入所生活介護事業（地域密着型介護老人福祉施設空床利用型・多床室） 利用料金表（令和8年5月1日～） No. 1

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍）

区分		サービス内容	算定単位	要支援1		要支援2	備 考
介護予防給付サービス	通常料金	併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）	日	451		561	利用者の要支援認定区分に応じて、利用料金が異なります。 ※地域密着型介護老人福祉施設（多床室）の空床利用型となります。
		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月	10			①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること、②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること、③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	月	13.6%(令和8年5月31日まで)			介護職員等処遇改善加算の算定に必要な賃金改善、キャリアパス、職場環境等の各要件を満たす場合。
		介護職員等処遇改善加算Ⅱ口	月	17.2%(令和8年6月1日から)			上記に加え、生産性向上推進体制加算の取得等、国が定める上乗せ区分の要件を満たす場合に算定。
	加算減算料金	認知症行動・心理症状緊急対応加算	日	(入所日～7日または14日上限)			認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動、心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した方を受け入れする場合
		若年性認知症利用者受入加算	日	120			若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
		短期入所生活介護送迎加算	片道	184			利用者の心身の状態等を鑑み、送迎が必要であると認められ、利用者のお宅と施設との間を、職員付添のもと、車輛送迎した場合
		療養食加算	回	8			医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士・栄養士による管理のもと、年齢・心身状況を考慮して、適切な栄養量・内容の療養食を提供した場合
		長期利用者提供減算	日	-9		-13	自費利用を挟み連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合
		身体拘束廃止未実施減算	-		1%		①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

秀峰苑指定介護予防短期入所生活介護事業（地域密着型介護老人福祉施設空床利用型・多床室） 利用料金表（令和8年5月1日～） No. 2

※1割負担の場合の金額で表示、2割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が2倍、3割負担の場合は「介護保険給付サービス分」が3倍）

区分		サ ー ビ ス 内 容	算定単位	要支援 1		要支援 2		備	考
介護予防給付サービス	加算減算料金	高 齢 者 虐 待 防 止 措 置 未 実 施 減 算	－	1%				虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	
		業務継続計画未策定減算	－	1%				以下の基準に適合していない場合。・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定すること。・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	
介護予防給付外サービス	食 費 (食材料費、調理コスト)	食	朝食	395	負担限度額認定による上限額 (1日合計)	第1段階	300	負担限度額認定申請を行い、負担限度額が認定された場合 ※対象者は世帯全員及び配偶者が住民税非課税である事が共通の要件	
			昼食	525		第2段階	600	第 1 段階 生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者 かつ 本人預貯金等が1000万円以下（夫婦は合計2000万円以下）の方	
			夕食	525		第3段階①	1,000		
			1日合計	1,445		第3段階②	1,300	第 2 段階 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円以下 かつ 本人預貯金等が650万円以下（夫婦は合計1650万円以下）の方	
	滞 在 費 (多床室・光熱水費等)	日	負担限度額認定による段階				多床室		第 3 段階① 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計80万円超120万円以下 かつ 本人預貯金等550万円以下（夫婦は合計1550万円以下）の方 第 3 段階② 利用者の課税・非課税年金収入と合計所得金額合計120万円を超える かつ 本人預貯金等500万円以下（夫婦は合計1500万円以下）の方
			第1段階				0		
			第2段階				430		
			第3段階①②				430		
			基準費用額(減額なし)				915		
	その他	理 髪 ・ 美 容 費	回	2500円(顔そりのみ1500円)				利用者の希望により、月に1度、外部の理容美容業者による、散髪等を行なった場合	
日 用 品 費 等 の 購 入 費 用		－	実 費				ティッシュペーパー・ハブラシ・歯磨き粉等の日用品やおやつ等の購入費用		
料金軽減	高 額 介 護 サ ー ビ ス 費	利用者が、1カ月に支払った、介護保険給付費の利用者負担額の合計額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた分について、払い戻されます							
	利 用 者 負 担 額 軽 減 事 業	社会福祉法人が、社会的役割の一環として、その軽減事業の実施により、利用者の収入に応じて、利用者負担額の軽減を行ないます							